

令和6年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年12月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年12月25日(水)午後3時30分から午後4時21分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	: 1番	: 松村 孝市	会長代理	: 2番	: 榎本 太
委員	: 3番	: 片野 敏彦	委員	: 4番	: 柳澤 兵庫
委員	: 5番	: 片野 賀津雄	委員	: 6番	: 川上 勝之
委員	: 7番	: 南波 雅子	委員	: 8番	: 安城 守英
委員	: 9番	: 三宅 寿晴	委員	: 10番	: 今井 輝子
委員	: 11番	: 長谷川 孝広	委員	: 12番	: 本間 浩
委員	: 13番	: 三浦 幸子	委員	: 14番	: 藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	: 中条	: 15番	: 高橋 一栄	委員	: 中条	: 16番	: 吉村 優作
委員	: 乙	: 17番	: 小泉 正	委員	: 乙	: 18番	: 井上 優彦
委員	: 築地	: 19番	: 信田 寿幸	委員	: 築地	: 20番	: 水澤 幸男
委員	: 黒川	: 21番	: 中川 金男	委員	: 黒川	: 22番	: 中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:佐藤利勝、係長:小野智裕、主任:奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番三宅寿晴委員、10番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>11月27日に農業者年金加入推進セミナー、11月28日に県選出国會議員要請及び全国農業委員会会長代表者集会在東京都中央区の銀座ブロッサム中央会館他で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>11月28日、新発田地域農業振興大会が聖籠町文化会館で開催され17名の委員の皆様に参加いただきました。</p> <p>12月3日から4日、にいがた女性農業委員の会総会及び女性農業委員等研修会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、南波委員、今井委員、三浦委員が出席してございます。</p> <p>12月5日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、築地地内の案件について、川上委員、信田委員に、弥彦岡地内の案件について、柳澤委員、高橋委員に審査をしていただきました。</p> <p>12月17日、草野地内の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、柳澤委員、高橋委員に案件を審査していただきました。</p> <p>12月18日、12月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が4件、売買が3件の、計7件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により弥彦岡地内の畑について贈与するもので、面積は2筆355㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により弥彦岡地内の畑について贈与するもので、面積は2筆847㎡であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により坂井地内の田について贈与するもので、面積は1筆19㎡であります。</p>

4 番の案件は、譲渡人からの要望により黒川地内の畑について贈与するもので、面積は 4 筆 467 m<sup>2</sup>であります。

5 番の案件は、譲渡人からの要望により西条町地内の畑について売買するもので、面積は 2 筆 346 m<sup>2</sup>、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。

議案書 2 ページをお願いします。

6 番の案件は、譲渡人からの要望により村松浜地内の畑について売買するもので、面積は 1 筆 297 m<sup>2</sup>、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。

7 番の案件は、譲渡人からの要望により近江新地内の田畑について売買するもので、面積は 6 筆 3,068 m<sup>2</sup>、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。

第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

第 1 号議案の事前審査結果について 7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。

7 番

それでは、ご報告いたします。

去る 12 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。

第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 4 件、売買が 3 件の、計 7 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、変電所建設のための転用及び事業計画変更が 1 件、携帯電話基地局立替え工事のための一時転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、住吉町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 1 筆 330 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、村松浜地内の休耕畑等において、変電所建設のための転用及び事業計画変更で、申請面積は 6 筆 494 m<sup>2</sup>、土地売買価格は 1 m<sup>2</sup>当たり〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>3 番の案件は、表町地内の休耕畑において、携帯電話基地局立替え工事のための一時転用で、申請面積は 1 筆 150 m<sup>2</sup>で工事期間は許可の日から令和 7 年 6 月 30 日までとするものであります。</p> <p>議案書 4 ページから 6 ページをお願いします。</p> <p>4 番の案件は、築地地内の休耕畑から山砂採取のための一時転用で、合計 28 筆、所要面積は 6,735.15 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から一年間とするものであります。</p> <p>4 番は、面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 7 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件、変電所建設のための転用及び事業計画変更が 1 件、携帯電話基地局立替え工事のための一時転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第 2 号議案の 1 番から 3 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の 1 番から 3 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件、山林とするものが 2 件の計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、羽黒地内の畑において、長年耕作されない状況にあった畑であります。</p> <p>2 番及び 3 番の案件は、高畑地内の畑において、長年耕作されない状況にあった畑であります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたため、ご提案するものであります。</p> <p>議案書 8 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件、山林とするものが 2 件の計 3 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第4号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>1番の案件は、弥彦岡地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は2筆9,385㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、柴橋地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は1筆5,792㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、築地地内の畑について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は隣接農地の耕作者で、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は1筆1,835㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第4号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第4号議案の所有権移転の1番と2番のあっせん審査結果について、3番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>3番</p>	<p>第4号議案の所有権移転の1番と2番についてご報告いたします。</p> <p>去る12月5日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p>

	<p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転の 3 番のあっせん審査結果について、6 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>去る 12 月 5 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明と報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが7件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが2件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが20件、労力不足により賃借権を再設定するものが38件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが2件の、計69件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,000円から20,000円であります。</p> <p>議案書11ページをお願いします。</p> <p>6番から7番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,000円であります。</p> <p>8番から9番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,000円から20,000円であります。</p> <p>10番は、労力不足により農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。</p> <p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>11番から15番は、労力不足により認定農業者等に7年間から20年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,400円から20,000円またはコシヒカリ87kgであります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>16番から20番は、労力不足により認定農業者に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から23,000円、若しくはJA仮渡金によるコシヒカリ90kg相当の金額、またはコシヒカリ30kgから100kgであります。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>21番から25番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,000円から14,000円またはコシヒカリ60kgであります。</p> <p>議案書15ページをお願いします。</p> <p>26番から29番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ60kgから80kgであります。</p> <p>30番は、労力不足により農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,800円であります。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>31番から35番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,400円またはコシヒカリ60kgから90kgであります。</p> <p>議案書17ページをお願いします。</p> <p>36番から40番は、労力不足により認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から30,000円またはコシヒカリ30kgから45kgであります。</p> <p>議案書18ページをお願いします。</p> <p>41番から45番は、労力不足により認定農業者等に5年間の賃借権を再設定するも</p>
-----	---

	<p>ので、10a 当たりの賃貸料は 7,000 円から 20,000 円であります。</p> <p>議案書 19 ページをお願いします。</p> <p>46 番から 50 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 26,000 円またはコシヒカリ 27kg から 60kg であります。</p> <p>議案書 20 ページをお願いします。</p> <p>51 番から 55 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 18,000 円、若しくは JA 仮渡金によるコシヒカリ 90kg 相当の金額、またはコシヒカリ 60 kg であります。</p> <p>議案書 21 ページをお願いします。</p> <p>56 番から 60 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 3,600 円から 10,000 円であります。</p> <p>議案書 22 ページをお願いします。</p> <p>61 番から 65 番は、労力不足により認定農業者等に 10 年間から 15 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30kg から 98 kg であります。</p> <p>議案書 23 ページをお願いします。</p> <p>66 番から 67 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 23kg から 30 kg であります。</p> <p>68 番から 69 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の事前審査結果について、7 番南波雅子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 7 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 2 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 20 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 38 件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが 2 件の、計 69 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>案件 16 番の譲受人と案件 30 番の譲受人である会社の代表取締役が同じ方ですが、これは個人として受けている案件と会社として受けている案件と別々に処理するのでしょうか。</p>

事務局	<p>そのとおりで、個人で賃借する案件と会社で賃借する案件と別々で利用権設定するものとなっております。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第4号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案について、ご説明いたします。 議案書24ページをお願いします。 第5号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りするものであります。なお、日付につきましては、市に提出する際にその日付を入れて提出いたします。 議案書26ページをお願いします。 意見書の1番(1)「地域計画の策定について」ですが、計画の実現のため関係機関や団体と連携して対応するとの内容としております。(2)「農用地利用集積等促進計画への移行等について」ですが、貸し借りについては制度変更の情報提供を行うこと。売買事業については、事業が円滑に行われるように制度設計されることとの内容としております。(3)「水田活用の直接支払交付金について」ですが、水張りルールに関するものと、今後の米価の状況もありますが、転作に協力することで大きく不利益が出ないようにお願いしたいとの内容としております。 議案書27ページをお願いします。 (4)「耕畜連携の推進について」ですが、利用拡大のため関係機関等と連携して取り組みをお願いしたいとの内容としております。(5)「生産資材等高騰対策について」ですが、生産資材高騰に対する支援策の要望と農業機械の導入支援について、経営改善等に取り組む個人の農家についても支援できるように働きかけをお願いしたいという内容としております。(6)「持続可能な食料システムの構築について」ですが、昨年度に引き続きの内容となっております。環境負荷の少ない持続可能な農業を実現するため、農家が取り組みやすい形に体制整備するよう意見しております。</p>

	<p>議案書 28 ページをお願いします。</p> <p>(7)「農業経営収入保険加入促進事業について」ですが、令和 6 年度に新規加入者への保険料等に対し補助を行っているが、引き続き制度への支援策を検討してほしいとの内容としております。</p> <p>意見書の 2 番(1)「新規参入者の確保・育成について」ですが、遊休農地の増加を抑制する観点からも、積極的に担い手の確保・育成の取り組みをお願いしたいとの内容としております。(2)「ほ場整備事業の推進について」ですが、遊休農地の発生防止を図るためにも、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が重要であることから関係機関や団体へ推進に向けて働きかけを行ってほしいとの内容としております。</p> <p>意見書の 3 番の「鳥獣被害対策について」ですが、地域や関係団体と協力し、総合的な鳥獣被害対策の取り組みについて、より一層進めることとの内容としております。</p> <p>以上で意見書の項目内容について説明を終わります。またこの意見書につきましては、総会で承認をいただいた後、日程調整を行い、会長から市長に意見書を手渡す予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
2 番	<p>28 ページの意見書の 3 番の「鳥獣被害対策について」ですが、住宅に熊が侵入するというようなことが全国で起きているが、もし胎内市でそのような事案が出れば市はどのような対応をとるのか。</p>
事務局長	<p>そのような場合の具体的な対応方針については、まだ国県から示されていない。詳細についてはこれから示されてくると思うので、機会があれば皆様に周知させていただくので、ご理解のほどよろしくをお願いします。</p>
10 番	<p>26 ページの(2)「農用地利用集積等促進計画への移行等について」の文言で、来年度から中間管理機構が行うということであるが、来年度のいつからというのは未定なのか。</p>
事務局	<p>令和 7 年 4 月 1 日、地域計画が策定された以降は中間管理機構が行うこととなります。売買事業については、農林公社より事業実施案の説明は受けているのですが、内容が決まりましたら委員の皆様にご説明させていただきます。</p>
11 番	<p>猟友会の方に聞くと、民家から 200m 離れないと撃てないことや、くくり罠についても直径 12 cm のものしか使えないとのこと。今の時代にそぐわない状況になっていると思う。市町村で独自に取り組みが実施できるということになれば積極的に行ってもらいたい。</p> <p>また費用が実態に合わない状況もあるのではないかと思う。鉄砲の玉や罠に対する費用が非常に嵩んでいると聞く。猟友会の方が動きやすいように助成を行っていただきたい。</p>

事務局長	<p>地元の猟友会の方からも鉄砲の玉が去年の倍の価格になっているなどと聞いている。きちんと聞き取りをして、市でできる範囲で猟友会の駆除の後押しできる支援をしていきたいと思っておりますので、様々に情報をいただけるとありがたいです。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和6年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年12月25日

議 長

---

9 番

---

10 番

---